

建設業法令遵守ガイドライン解説VI

【その6】

「赤伝処理」とは、元請業者が下請業者に対して支払うべき代金から、次の費用を相殺する行為をいいます。

- ①下請代金の支払に関して発生する諸費用(下請代金の振り込み手数料等)
- ②下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費用
- ③上記以外の諸費用(駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費等)

こうしたいわゆる「赤伝処理」を元請業者が行おうとする場合は、事前に下請業者と協議を行い、下請業者の合意を得ておかなければ、建設業法違反になる恐れがあります。

そして、これまで何度かご説明してきましたとおり、支払代金から差し引く費用については、その内容や算定根拠について、契約書面等により明確にしておく必要があります。

当然のことですが、『【その3】不当に低い請負代金の禁止』のところでご説明いたしましたが、「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」とされていることから、取引上 優越的な地位にある元請業者が、下請業者の意向を無視して赤伝処理の合意を取り付ける行為は、下請業者に不当な取引等を強いることになるため、建設業法違反となる可能性が極めて高くなりますので、ご注意ください。

日頃何気なくしている行為が、実は違法行為になること、意外とあるんですよ。

ご相談はお気軽にメールください。